

共栄中学校いじめ防止基本方針

音更町立共栄中学校
(令和6年4月1日改定)

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条を受けて）

「いじめ」とは児童生徒（以下「児童等」という。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの認知（いじめの防止等のための基本的な方針第1の5を受けて）

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 基本理念（いじめ防止対策推進法第3条を受けて）

- いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条を受けて）

- 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
- 学校は国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定等を踏まえ「学校いじめ防止基本方針」を改定する。また同方針に基づき、いじめ防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定める。
- 学校は「学校いじめ防止基本方針」に定めた取組を実行するため、組織的な対応の中核として機能する人選を行い、下記の通り「いじめ対策委員会」等を設置し、対応する。
- 学校はいじめ問題に迅速に対応するために、いじめの早期発見が不可欠であるため、全教職員が「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童等のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視することなく、積極的にいじめを認知する。
- 学校は教育委員会と連携して、いじめの未然防止、早期発見・早期解消に取り組む。また、重大事案の場合は警察等の関係機関と連携の上、即時対処する。

5 いじめ防止対策のための組織

- (1) 名 称 : 共栄中学校いじめ対策委員会（特別委員会）
- (2) 構成員 : 教頭、生徒指導主事、生徒指導部担当係、養護教諭、特別支援Co.、S C、相談員
(P T A 三役、C S 委員代表、町生涯学習課青少年係、町共栄地区青少年健全育成連絡協議会代表)
- (3) 会 議 : 必要に応じて開催する。
- (4) その他 : 校内体制における「いじめ対応チーム」は、次のとおりとする。
教頭、生徒指導主事、生徒指導部、当該学年主任、学級担任、養護教諭、特別支援Co.
(場合によって、教科担任や部活動顧問も担当者とする)

6 いじめ発見と防止のための取組

- (1) いじめアンケートの実施
いじめの早期発見のために6月、10月にいじめアンケートを実施する。(その他必要がある場合は学年毎に数回行う)
- (2) 教育相談体制の整備
いじめアンケートの実施後等、状況に応じて「教育相談」を設定する。実施計画、情報分析や対応については、生徒指導部が主体となっていく。S Cや心の教室相談員との連携を密接にする。
- (3) 生徒観察による情報収集
学年所属職員や教科担任、部活動担当者、養護教諭等、常に情報収集を心がけ、気になる言動・表情・行動等違和感を感じた場合は生徒指導主事へ報告する。
- (4) 保護者や地域からの情報を積極的に収集し、早期発見・早期解決を目指す。
- (5) 生徒会主体によるいじめ防止プログラムの展開
いじめ防止テーマやいじめ防止強化期間の設定、いじめ防止会議の開催等、生徒の主体的な取組を促す積極的な活動を推進する。
- (6) いじめ問題への対応を確実なものとするため、「様子を見る」というような消極的な対応策を払拭する。
- (7) ハイパーQ Uアンケートの結果を共有し、分析結果を組織的に活用する。
- (8) インターネットを通して行われるいじめの防止のため、情報モラル講演会を実施して、生徒や保護者に対して、情報モラル教育を実施する。
- (9) 毎週行われる「定例生徒指導部会」にて交流を行い、全教職員への共通理解・行動を徹底する。
- (10) 「発達障がいを含む障がいのある生徒」、「海外から帰国した生徒や外国人の生徒等」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒」、「東日本大震災により避難している生徒」「感染症に対する生徒への偏見や差別」等、特に配慮の必要な生徒に対しては、サポート委員会を中心により一層の情報収集を行い、適切な支援を展開するよう努める。

7 いじめ発見後の適切な対応

- (1) いじめられた生徒やその保護者の立場に立った対応を心がけ、まず解決に向けた事実確認と指導の方針について説明する。並行して、町教育委員会への報告と相談を行い、必要に応じていじめ対策委員会を開催する。
- (2) 校内チームの役割を明確にする。
・事情聴取、整理、分析、まとめ ・対応策の検討 ・教職員の意思形成、調整

- (3) スピード感をもって事実確認にあたり、情報を整理する。
- (4) チームとして立案した解決策にそって、継続的な指導を実施する。
 - ・被害生徒への面談 ・加害生徒への指導 ・事実を認識していた生徒への指導
 - ・被害、加害生徒の保護者への説明と協力依頼（発見後から定期的な経過説明まで）
 - ・教育相談体制の強化 ・適切な人間関係づくりを目指した取組(各領域との連携)
- (5) 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。
- (6) 報道機関への対応は校長を窓口に一本化し、公開できる情報を整理し、誠意ある公平な対応を心がける。その際、町教育委員会と連携して対応にあたる。

【いじめの解消の要件】以下のことを、被害生徒本人及びその保護者に面談等で確認する。

その1 いじめに係る行為が止んでいる状態が3カ月以上継続していること。

その2 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

8 いじめ防止のための研修の充実

- (1) いじめの早期発見、対処方法の習得を目的とした「生徒指導交流会」を5月に毎年開催する。
- (2) 研修講座等、校外の研修会に積極的に参加し、その研修情報の内部提供に努める。
- (3) 指導力向上により生徒理解を深めるため、ミドルリーダーや管理職からの情報提供の機会を充実させる。

7 全領域における連携の重視

(1) 各教科

それぞれの教科においては、生徒指導の機能を生かした取組を基盤とするとともに、言語活動や各種授業形態による活動をとおして他と適切にかかわる能力を高め、いじめの芽を早期に摘み取るよう努力する。

(2) 道徳

道徳の時間では、道徳的価値に基づいた人間としての生き方を追求することで教師と生徒、生徒同士の共感的な関係を深め、豊かな体験を通して内面を鍛える。

(3) 特別活動

学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動を通して、よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図り、いじめ防止に寄与する。特に、人とのかかわりの中での失敗体験を大切にすることで個性を伸ばし、自他を認める心をはぐくむ。

(4) 総合的な学習の時間

特に、キャリア教育における体験活動と言語活動、探究活動を充実させ、将来の目標を考えたり社会の中の多くの人とかかわったりする中で、社会的視野を広げ他者理解を深めさせる。

8 いじめ対策の検証

いじめ対策の取組についてはスピード感をもった対応が求められることから、P D C Aサイクルにより短期スパンで検証・改善を図る。その役割は、生徒指導部が担う。

9 保護者・地域への情報提供

この基本方針は保護者・地域に公開するとともに、必要に応じて対応状況について説明する機会を設定し、説明責任・結果責任を果たす。

10 いじめ対策年間プログラム

※ 別紙資料「いじめを見過ごさないR-P D C Aサイクルを踏まえた取組の年間計画」参照